

改定後 (2025年12月25日から適用)	現行 (2025年12月24日まで適用)
第7条 当ホテルの契約解除権 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。なお、<u>本条による契約の解除により生じた損害については、当ホテルは一切責任を負いません。</u> (4)宿泊客が、宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、カスタマーハラスメント行為(別表第2)をするおそれがあると認められるとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。 (10)宿泊客が、当ホテルが定める利用規則に従わないとき。 (11)<u>当ホテルの明確な承諾なく宿泊契約の地位又は宿泊契約に基づく権利が譲渡されたと認められたとき。</u> (12)<u>同一利用者による、合理的な理由のない、同一日における重複する宿泊契約の申込み又は類似の日程における複数の宿泊契約の申込みがされたと認められるとき。</u> 2. 削除	第7条 当ホテルの契約解除権 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。 (4)宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、カスタマーハラスメント行為(別表第2)をするおそれがあると認められるとき。またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。 (10)当ホテルが定める利用規則に従わないとき。 2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
第8条 宿泊の登録 第1項 (2)<u>宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人であるときは、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日</u>	第8条 宿泊の登録 第1項 (2)外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
第12条 営業時間 第1項 (ロ)飲食等(施設)サービス時間： ・その他の飲食等 11:30-24:00 スターライト(平日は14:00から) (ハ)附帯施設サービス時間： ・オークラフィットネス&スパ 6:00-22:00(<u>日曜は21:30まで</u>)	第12条 営業時間 第1項 (ロ)飲食等(施設)サービス時間： ・その他の飲食等 11:30-22:00 スターライト(平日は17:00から) (ハ)附帯施設サービス時間： ・オークラフィットネス&スパ 6:00-22:00
第20条 宿泊約款・利用規則の変更 2. <u>当ホテルは前項による約款等の変更にあたり、変更後の約款の効力発生日の1か月前までに、約款等を変更する旨及び変更後の内容と、その効力発生日を当ホテルウェブサイトに掲示いたします。</u> 3. <u>変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が本サービスを利用したときは、宿泊客は、約款等の変更同意したものとなります。</u>	第20条 宿泊約款・利用規則の変更 2. 変更後の約款等の効力発生日以降に宿泊客が本サービスを利用したときは、宿泊客は、約款等の変更同意したものとなります。